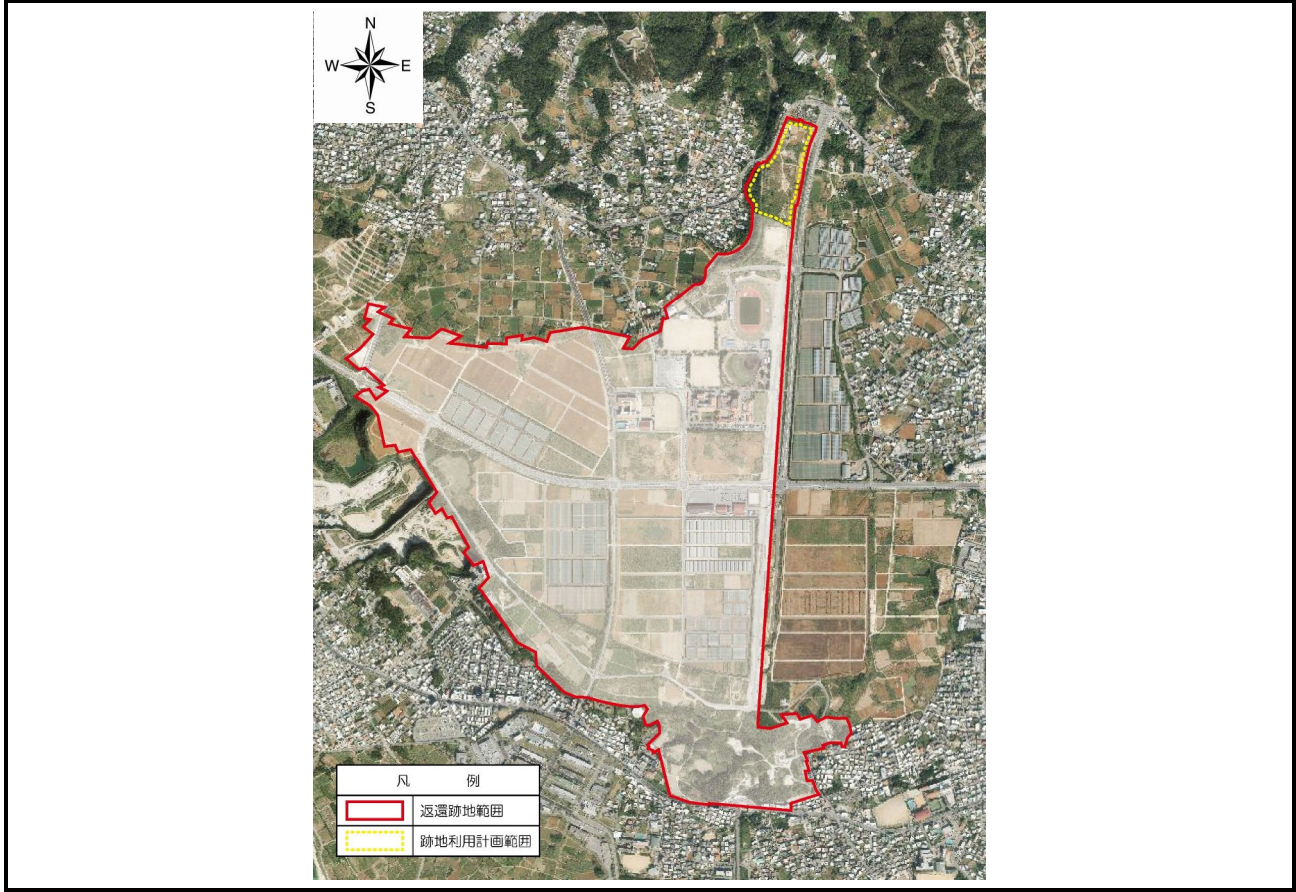
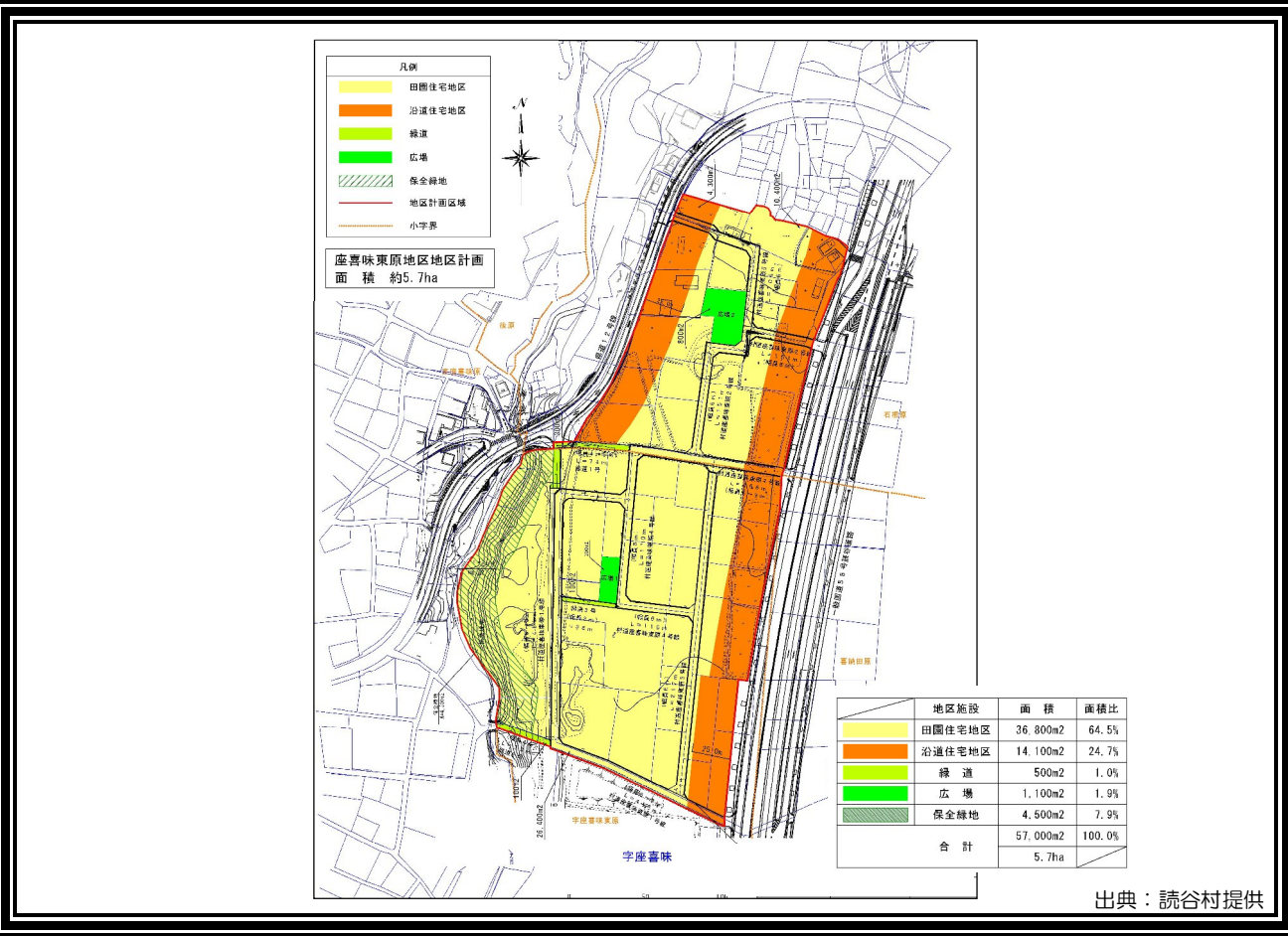


読谷補助飛行場（北地区）

返還跡地



「地区計画」計画図



■返還跡地の概要等

□ 概 要			
面 積	約 6.8ha		※地区計画（案）の面積は 5.7ha
	■内訳		
	国有地	不明	
	県有地		
	市町村有地		
民有地			
所 在 地	読谷村（字座喜味）		
位置及び土地の形状	位置：沖縄本島中部、読谷村のほぼ中央、国道 58 号から約 1km 西側、県道 12 号線沿い 土地の形状：ほぼ全域平坦（北東部でやや複雑な地形、西側に森林部分）		

□ 沿 革	
昭 19. 9. 1	●旧日本軍の「沖縄北飛行場」として建設。
昭 20. 4	●米軍占領により「読谷補助飛行場」として使用開始。
昭 47. 5. 15	●「読谷補助飛行場」と「中野サイト」を統合し、「読谷補助飛行場」として提供開始。
昭 51. 7. 8	●第 16 回日米安全保障協議委員会において、滑走路東側部分（約 101.5ha）の移設条件付き返還を合意。 ※移設措置とその実施に係る合意の成立後に返還。
昭 53. 4. 30	●第 16 回安保協了承の土地（滑走路の東側部分：約 101.2ha）を返還。
昭 53. 7. 27	●施設管理権が空軍から海軍へ移管。
昭 55. 10. 9	●施設管理権が海軍から海兵隊へ移管。
平 7. 6. 29	●日米合同委員会において、読谷村役場庁舎用地（約 3.1ha）の共同使用について合意。
平 8. 12. 2	●SAC0 最終報告において、条件付きで平成 12 年度末までを目途に返還を合意。（約 191ha） ※返還条件：パラシュート降下訓練が伊江島補助飛行場に移転され、また、楚辺通信所が移設された後に返還。
平 11. 10. 21	●日米合同委員会において、在沖米陸軍特殊部隊によるパラシュート降下訓練のすべてを「伊江島補助飛行場」に移転、実施することで合意。
平 12. 9. 6	●SAC0 返還条件の一つである楚辺通信所の移設について見通しが得られたため、駐留軍特措法に基づく裁決申請書を提出。
平 14. 10. 3	●日米合同委員会において、返還を合意。
平 18. 7. 31	●一部土地（約 138ha）を返還。
平 18. 12. 31	●全面返還。
平 21. 4. 6	●沖縄振興特別措置法第 101 条第 1 項に基づき、「特定振興駐留軍用地跡地」に指定。

■跡地利用に係る取組状況等

□ 跡地利用方針・計画
●平成 19 年度に「読谷補助飛行場地区民有地部分跡地利用基本構想」を策定。 ※住民提案型の地区計画を導入し、住宅と農地が調和する「田園住宅地」として整備を行う。

□ 事業段階	
事業計画策定段階	●地主会から「地区計画（案）」を読谷村に都市計画提案し、適合通知を受けたため、県と読谷村で都市計画決定に向け協議。 ※平成 27 年 7 月に都市計画図書を作成し、平成 28 年度から県と調整。 ※楚辺通信所と同時期に都市計画決定を行う予定であったが、先に楚辺通信所を進める方針となった。 ●令和 3 年 11 月に県との協議を踏まえ、修正した案で住民説明会を開催し、令和 4 年 3 月に都市計画決定（地区計画）。